

観音寺市過疎地域持続的発展計画＜概要版＞

1 策定の背景について

少子・高齢化や都市圏への人口流出等によって、地方の人口減少は歯止めがかからず、さらに新型コロナウイルス感染症のまん延によってその活力は著しく低下しています。

このような中、これまでの「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3（2021）年3月31日をもって期限を迎えたことから、過疎地域における持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現を目指して、令和13（2031）年3月末を期限とする「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」という。）が制定されました。

2 過疎地域の要件について

過疎法が定める「過疎地域」の要件は以下のとおりです。

(1) 全部過疎

種類	指標	基本的な要件	
		期間	基準値
人口要件（長期①） 25年間の人口増加率 10%以上除く	人口減少率（長期）	S50→H27 (40年間)	40年間人口減少率 (28%以上減少※)
人口要件（長期②） ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率 10%以上除く	高齢者比率	H27	同上（35%以上）
	若年者比率	H27	同上（11%以下）
	人口減少率（長期）	S50→H27 (40年間)	40年間人口減少率 (23%以上減少)
人口要件（中期）	人口減少率（中期）	H2→H27 (25年間)	当該期間人口減少率 (21%以上減少)
財政力要件 公営競技収益 40億円超除く	財政力指数	H29→R元	市平均（3か年） (0.51以下)

※財政力指数が0.40以下の場合、「23%以上減少」に緩和

(2) 特定期間（平成11（1999）年4月以降）合併市町に係る一部過疎

種類	単位	要件
一部過疎	合併前の旧市町	<ul style="list-style-type: none"> 旧市町単位で（1）の人口要件のいずれかを満たす 現在の合併市町が財政力要件（財政力指数が全市平均（0.64）以下）を満たす

※「みなし過疎」については省略

★上記の要件に基づき、合併後の新市及び合併前の旧観音寺市、旧大野原町及び旧豊浜町について、（1）及び（2）の要件に当てはめて過疎地域該当の有無を調べた結果、**旧豊浜町が中期人口減少率において要件を満たしました**（基準値21%以上減少に対し、実績値23.09%）。

※具体的な数値は、計画中に記載しています。

3 今後の方針について

過疎法が適用されるのを契機として、総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略その他本市が定める個別計画等に示される具体的かつ客観的な評価指標等を用いて「観音寺市過疎地域持続的発展計画」を策定し、本計画に盛り込まれた施策を効果的に実施することを通して、旧豊浜町の安定的かつ継続的な地域社会の維持に努めるとともに持続的な発展を目指します。

4 計画期間

令和3（2021）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの5年間

5 基本方針

旧豊浜町が有する地域的特性や公共施設等の状況、また今後の見通しを踏まえ、以下の基本方針を定めます。

- ア 伝統文化を積極的に活用した地域コミュニティの形成
- イ 自然環境を生かしたうるおい空間の創出
- ウ 安心安全な地域づくりを通じた観光客の誘致、移住・定住への促進

6 基本目標及び具体的な施策

5の基本方針を踏まえ、過疎法で示された各項目について評価指標（目標値）を設定するとともに、以下のとおり具体的な取組を行います。

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
<ul style="list-style-type: none">・シティプロモーション事業の実施・空き家バンク制度の活用等による移住・定住の促進・ボランティア団体やNPO法人の活動助成や連携の促進
産業の振興
<ul style="list-style-type: none">・意欲のある担い手への農地集積の推進・農業生産基盤の整備充実・本地域特産品の収益の向上・漁業施設の適正な維持管理及び漁場の環境保全・農地転用等による土地の有効活用及び企業立地等による商工業拠点の創出・中小企業等に対する融資制度の積極的な活用促進・「さぬき豊浜ちょうさ祭」の積極的な情報発信・道の駅「とよはま」の充実による集客力の強化・一の宮公園、魚見山森林公園等でのイベント開催や情報発信・新たな道の駅の整備の検討及び基本計画の策定
地域における情報化
<ul style="list-style-type: none">・防災行政無線のさらなるデジタル化の促進・マイナンバーカードの普及促進
交通施設の整備、交通手段の確保
<ul style="list-style-type: none">・市道、農道、橋りょう等の整備促進・レンタカー、レンタサイクル、タクシー等の利用による交通弱者対策の充実

生活環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> • 地域の実情に応じたごみ処理方法と収集体制の検討 • 学校、自治会、環境衛生組合等との連携によるごみの分別収集及びリサイクルの実施 • 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の整備 • 生ごみ処理機購入補助制度の周知やマイバック持参の励行によるごみの減量化・再資源化 • ごみ不法投棄監視体制の強化 • 香川県広域水道企業団を主体とする持続可能な水道施設の整備 • 農業集落排水にかかる中長期的視点に立った経営基盤の強化 • 合併処理浄化槽の新規設置及び同浄化槽への転換支援 • 消防施設設備の計画的な整備 • 消防団活動マニュアルの作成や青年層の加入促進及び教育訓練の充実 • 災害時の危険個所の周知やため池、河川の適正な把握及び維持管理 • 公営住宅の適切な維持管理、更新及び廃止 • 住戸内部、共用部のバリアフリー化の促進
子育て環境の充実、高齢者等の健康の増進及び福祉の向上
<ul style="list-style-type: none"> • 豊浜地区認定こども園の建設による保育施設の整備 • 放課後児童健全育成事業の充実 • ファミリー・サポート・センター事業やホームヘルプサービス事業の推進 • 介護保険制度の基盤安定 • 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進 • 地域包括ケアシステムの深化、高齢者の権利擁護及び認知症対策の充実 • 障がい者に対する各種生活支援の充実 • 障がい者に対する差別のない社会の実現、権利の擁護及び意思疎通支援の強化 • バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりや情報アクセシビリティ※の向上、居住支援の推進 ※アクセシビリティ：利用の容易さ
医療の確保
<ul style="list-style-type: none"> • 三豊総合病院企業団が行う施設整備の支援 • 准看護師養成に向けた支援等人材育成の実施 • 夜間、休日診療の充実 • 検診や健康診査、予防接種等の奨励
教育の振興
<ul style="list-style-type: none"> • 豊浜小学校の建替 • スクールバスの運行による遠方通学者の安全の確保 • 部活動等競技大会出場者に対する助成 • 教育用教材や内容の充実 • 青少年健全育成事業の実施 • 豊浜小、中学校給食調理場の新学校給食センターへの統合 • 社会教育施設、社会体育施設の安定的かつ継続的な維持管理
集落の整備
<ul style="list-style-type: none"> • 自治会加入に向けた啓発及び自主的な組織再編の促進 • 文化、スポーツ等の主体的な活動に対する支援

地域文化の振興等
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会が行う「さぬき豊浜ちょうさ祭」の実施に向けた活動の支援 ・NPO団体が行う「(わた文化) サポーター養成講座」等の後継者育成、伝統文化発信を支援 ・本地域所在の市指定文化財の適切な維持管理及び積極的な活用を通じた情報発信
再生可能エネルギーの利用の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー利用の有用性や環境保全に関する意識啓発のための学習機会の提供又は拡充 ・住宅用太陽光発電システムや蓄電池設備設置の推進
その他地域の持続的発展に関し必要な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、インターネット、ケーブルテレビ放送等を活用した積極的な情報発信 ・「観音寺市くらしのガイドブック」を用いた行政サービスの説明 ・出前講座の積極的な開催 ・各種協議会における地域住民の積極的参画

7 支援措置について

主な支援措置は以下のとおりです。

- (1) 過疎対策事業債の発行(充当率100%、元利償還金の70%を普通交付税により措置)
- (2) 国庫補助率のかさ上げ(教育施設、児童福祉施設などの整備)
- (3) 国税の減価償却の特例(設備投資を行った際の建物等の資産について、通常の償却額に加え、取得価額の一定割合を損金に計上)
- (4) 地方税の減収補てん措置(事業用資産の取得等において、条例に基づき課税免除を行った場合、地方税の減収分の75%を普通交付税で措置)

<(3)国税の減価償却の特例、(4)地方税の減収補てん措置の概要>

項目	内 容			
対象税目	③国税：法人税、所得税			
	④地方税：固定資産税、事業税、不動産取得税			
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等			
取得価額要件 (下限額)	対象業種	資本金の規模		
		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
	製造業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	旅館業			
農林水産物等販売業	500万円以上			
情報サービス業等	500万円以上			
対象設備投資	取得又は製作若しくは建設(建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む) ※資本金の額等が5,000万円超である法人は新設、増設のみ			
適用期間	3年間(個人が行う畜産業又は水産業は5年間)			